

○『建設工事請負契約書』新旧対照表

新	旧
<p>(関連工事の調整)</p> <p>第2条</p> <p>・ ・ 略 ・ ・</p> <p><u>2 発注者は、受注者の施工する工事及び設計図書に示した他の機関の発注に係る他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、当該他の機関と調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該他の機関の発注に係る工事の円滑な施工に協力しなければならない。</u></p>	<p>(関連工事の調整)</p> <p>第2条</p> <p>・ ・ 略 ・ ・</p>
<p>(現場代理人及び主任技術者等)</p> <p>第10条 受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。</p> <p>(1) 現場代理人</p> <p>(2) 次に掲げる建設業法第26条第1項から第3項までの規定により置かなければならないとされている技術者</p> <p>ア 主任技術者</p> <p>イ 監理技術者</p> <p>ウ 専任の主任技術者</p> <p>エ 専任の監理技術者</p> <p>オ 特例監理技術者（建設業法第26条第4項に規定する特例監理技術者をいう。以下同じ。）及び監理技術者補佐（同条第3項第2号に規定する者をいう。以下同じ。）</p>	<p>(現場代理人及び主任技術者等)</p> <p>第10条 受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。</p> <p>(1) 現場代理人</p> <p>(2) 次に掲げる建設業法第26条第1項から第3項までの規定により置かなければならないとされている技術者</p> <p>ア 主任技術者</p> <p>イ 監理技術者</p> <p>ウ 専任の主任技術者</p> <p>エ 専任の監理技術者</p> <p>オ 特例監理技術者（建設業法第26条第4項に規定する特例監理技術者をいう。以下同じ。）及び監理技術者補佐（同条第3項ただし書に規定する者をいう。以下同じ。）</p>
<p>(工期の変更方法)</p> <p>第24条 ・ ・ 略 ・ ・</p> <p>2 ・ ・ 略 ・ ・</p> <p><u>3 発注者は、第1項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して受注者が第57条に規定するあつせん若しくは調停を請求したこと又は第58条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。</u></p>	<p>(工期の変更方法)</p> <p>第24条 ・ ・ 略 ・ ・</p> <p>2 ・ ・ 略 ・ ・</p>

○『建設工事請負契約書』新旧対照表

新	旧
<p>(請負代金額の変更方法等) 第25条・・・略・・・</p> <p>2・・・略・・・</p> <p><u>3 発注者は、第1項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して受注者が第57条に規定するあつせん若しくは調停を請求したこと又は第58条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。</u></p> <p>4 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。</p>	<p>(請負代金額の変更方法等) 第25条・・・略・・・</p> <p>2・・・略・・・</p>
<p>(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更) 第26条・・・略・・・</p> <p>2から8・・・略・・・</p> <p><u>9 発注者は、第3項又は第7項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して受注者が第57条に規定するあつせん若しくは調停を請求したこと又は第58条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。</u></p>	<p>(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更) 第26条・・・略・・・</p> <p>2から8・・・略・・・</p>
<p>(前金払及び中間前金払) 第35条・・・略・・・ 2～4・・・略・・・</p> <p>5 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の4（第4項の規定により中間前払金の支払を受けているときは、10分の6）から受領済みの前払金額（中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金を含む。次項及び次条において同じ。）を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金（中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金を含む。以下この条及び次条までにおいて同じ。）の支払を請求することができる。この場合においては、第3項の規定を準用する。 6～8・・・略・・・</p> <p>9 発注者は、受注者が第7項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年<u>3.0</u>パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。 10・・・略・・・</p>	<p>(前金払及び中間前金払) 第35条・・・略・・・ 2～4・・・略・・・</p> <p>5 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の4（第4項の規定により中間前払金の支払を受けているときは、10分の6）から受領済みの前払金額（中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金を含む。次項及び次条において同じ。）を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金（中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金を含む。以下この条から第37条までにおいて同じ。）の支払を請求することができる。この場合においては、第3項の規定を準用する。 6～8・・・略・・・</p> <p>9 発注者は、受注者が第7項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年<u>2.5</u>パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。 10・・・略・・・</p>

○『建設工事請負契約書』新旧対照表

新	旧
<p>(前払金の使用等)</p> <p>第37条 受注者は、前払金 <u>(中間前払金を除く。)</u> をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(この工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。ただし、<u>前払金額の100分の25を超えない範囲で、前払金をこの工事の現場管理費及び一般管理費等のうち</u>この工事の施工に要する費用に係る支払に充当することができる。</p> <p><u>2 受注者は、中間前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(この工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。</u></p>	<p>(前払金の使用等)</p> <p>第37条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(この工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。ただし、<u>この工事の現場管理費及び一般管理費等のうち前払金の100分の25以内の額に限り、</u>この工事の施工に要する費用に係る支払に充当することができる。</p>
<p>(解除に伴う措置)</p> <p>第50条・・・略・・・ 2・・・略・・・</p> <p>3 第1項の場合において、第35条の規定による前払金又は中間前払金があったときは、当該前払金の額及び中間前払金の額(第38条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金及び中間前払金の額を控除した額)を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額及び中間前払金額におお余剰があるときは、受注者は、解除が第44条、第45条又は次条第3項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金又は中間前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年 <u>3.0</u>パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第43条、第47条又は第48条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。</p> <p>4～9・・・略・・・</p>	<p>(解除に伴う措置)</p> <p>第50条・・・略・・・ 2・・・略・・・</p> <p>3 第1項の場合において、第35条の規定による前払金又は中間前払金があったときは、当該前払金の額及び中間前払金の額(第38条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金及び中間前払金の額を控除した額)を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額及び中間前払金額におお余剰があるときは、受注者は、解除が第44条、第45条又は次条第3項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金又は中間前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年 <u>2.5</u>パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第43条、第47条又は第48条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。</p> <p>4～9・・・略・・・</p>
<p>(発注者の損害賠償請求等)</p> <p>第51条・・・略・・・</p> <p>2から4・・・略・・・</p> <p>5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年 <u>3.0</u>パーセントの割合で計算した額とする。</p> <p>6・・・略・・・</p>	<p>(発注者の損害賠償請求等)</p> <p>第51条・・・略・・・</p> <p>2から4・・・略・・・</p> <p>5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年 <u>2.5</u>パーセントの割合で計算した額とする。</p> <p>6・・・略・・・</p>

○『建設工事請負契約書』新旧対照表

新	旧
<p>(受注者の損害賠償請求等) 第52条</p> <p>・ ・ 略 ・ ・</p> <p>2 第33条第2項(第39条において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年 <u>3.0</u>パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。</p>	<p>(受注者の損害賠償請求等) 第52条</p> <p>・ ・ 略 ・ ・</p> <p>2 第33条第2項(第39条において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年 <u>2.5</u>パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。</p>
<p>(賠償金等の徴収) 第56条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額を発注者の指定する期間を経過した日から請負代金額支払の日まで年 <u>3.0</u>パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。</p> <p>2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年 <u>3.0</u>パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。</p> <p>3 ・ ・ 略 ・ ・</p>	<p>(賠償金等の徴収) 第56条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額を発注者の指定する期間を経過した日から請負代金額支払の日まで年 <u>2.5</u>パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。</p> <p>2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年 <u>2.5</u>パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。</p> <p>3 ・ ・ 略 ・ ・</p>